

国民年金だより

老齢基礎年金の額を増やしたい方は「付加年金」という制度があります

国民年金の第1号被保険者の方(自営業

などの方と学生の方に限られ、サラリー
マンなどの方とその被扶養配偶者の方は
除かれます)が、20歳から60歳になるまで
の40年間、月額15、100円(平成23年
度価格)の保険料を納めると、65歳から7
88、900円(平成23年度価格)の老齢
基礎年金が支給されます。

この年金額をもう少し引き上げたいと
お考えの方には、「付加年金」という制度
が設けられています。

付加保険料と付加年金の額

付加年金を受けるためには、冒頭の通
常の保険料とともに、月額400円の付
加保険料を納めることになります。
付加年金の額は、「200円×付加保険
料を納めた月数」の式で計算されます。例
えば、付加保険料を5年間(60ヶ月)納め
たときの総付加保険料額の24,000
円(400円×60ヶ月)に対し、65歳から
老齢基礎年金といっしょに支給される付
加年金の額は年額12,000円(200
円×60ヶ月)となります。つまり、2年間

で元金がかえつてくるわけです。
公的年金を損得勘定で考えるのには、
部のご批判もありますが、あえて言えば、
この厳しい「超低金利時代」にあっては、
朗報と言える制度ではないでしょうか。
付加保険料を納められる方は、次のと
おりとなっています。

付加保険料を納められる方は

①自営業者などの国民年金の第1号被
保険者の方に限られます。②60歳以上65
歳未満の方など、国民年金の任意加入者
の方も付加保険料を納めることができます。
③半額免除などの一部免除を含め、
保険料を免除されている方は付加保険料
を認められません。④国民年金基金の加
入員になつた方は付加保険料を納められ
ません。

なお、付加保険料を納付している方は、
いつでも任意のときに申し出て、その納
付をやめることができますが、その場合
でも掛け捨てにはなりません。

環境衛生だより

廃棄物の投棄は、「廃棄物の処理及び清
掃に関する法律」により禁止されています。
新冠町における廃棄物の不法投棄等の

違法行為は、依然として後を絶たない状
況にあります。
通常、不法投棄などの違法行為の発覚
は、町民からの通報によるものが大半を
占めている状況です。今後も拡大防止の
ため町民の方からの幅広い情報の提供を
お願いします。

廃棄物の焼却の禁止

廃棄物を処理基準の満たした焼却施設
を用いて焼却する以外のいわゆる「野燒
き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法
律」により禁止されています。

「野焼き」は、煙、すす、悪臭により周囲
の人々に迷惑をかけるだけでなく、ダイオ
キシン類や塩化水素などの有害物質発生
原因となりますので絶対にやめましょう。

但し、例外として農家の火入れ(枯草焼
き、麦わら焼き)等の野焼きは認められて
おります。(火入れを行う場合は、役場産
業課水産林務・商工観光・労政グループへ
事前の届出が必要です。)

廃棄物の焼き、麦わら焼き等の野焼きは認められて
おりません。(火入れを行なう場合は、役場産
業課水産林務・商工観光・労政グループへ
事前の届出が必要です。)

犬・猫の放し飼いはやめましょ

最近、飼い犬が鎖や柵等から放れてい
るとの通報が寄せられます。
飼い主が、うちの犬は人に噛みついたり
はしないと思っていても、犬の苦手な
人は放れているだけで怖いものです。
先日も畜犬による咬傷事故がありまし
たので、犬を飼育している方は今一度係
留している鎖や柵等を確認してください。

市街地において犬のふんの放置が頻発 しております。

散歩等で歩道や他人の敷地内でしてし
まつた場合の処理は飼主の義務ですので、
必ず後始末をお願いします。

飼主が守らなければならないルール

①ペットの放し飼いはしないこと。
②公園、道路などの公共の場所や人の土
地などを汚物で汚したりしないこと。
③適正な繁殖制限をすること。

《犬・猫の引取り》

犬や猫を飼えなくなつた時は、きちんと
と飼える人に譲るよう努め、それが出来
ない場合は、静内保健所に引取りを相談
してください。なお、新ひだか町にW・

A・R・P(ワープ)というボランティア
団体もあり、そちらも里親等を募集して
いますので気になる方は代表の水島さん
(090・8279・9736)へ連絡し
てみてください。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ
☎ 47・2112

また、夜中や朝方に犬が騒ぎ出しうる
さくて眠れないなどの苦情も寄せられて
います。夏場は特に窓を開けて寝るなど
で余計大きく聞こえます、動物を正しく
飼うことや人に迷惑をかけないよう飼主
の責任でお願い致します。

《周辺環境の保全》

市街地において犬のふんの放置が頻発
しております。

散歩等で歩道や他人の敷地内でしてし
まつた場合の処理は飼主の義務ですので、
必ず後始末をお願いします。

飼主が守らなければならないルール

①ペットの放し飼いはしないこと。
②公園、道路などの公共の場所や人の土
地などを汚物で汚したりしないこと。
③適正な繁殖制限をすること。

《犬・猫の引取り》

犬や猫を飼えなくなつた時は、きちんと
と飼える人に譲るよう努め、それが出来
ない場合は、静内保健所に引取りを相談
してください。なお、新ひだか町にW・

A・R・P(ワープ)というボランティア
団体もあり、そちらも里親等を募集して
いますので気になる方は代表の水島さん
(090・8279・9736)へ連絡し
てみてください。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ
☎ 47・2112

はじめまして。 タイス・ウイリアム・ステファンです。

平成20年に来日し、2年間の任期を
終え帰国したジエームソン・パークー・
カービーさんに代わり、新しい英語指
導助手としてタイス・ウイリアム・ステ
ファンさんが着任しました。

ウイリアムさんは、アメリカ合衆国ミ
ネソタ州出身の22才。身長1メートル80センチ
メートル、体重120kgと大きな身体ですが手先が
器用で、将来の夢は、ゲームソフトを作
るクリエイターになることだそうです。
新冠町では、1年間の任期で新冠中
学校の英語助手を行います。

また、ウイリ
アムさんは、東
京や京都等に
も住んでいた
ことがあります、日
本語も少し分
かるそうです。
街で見かけ
たら気軽に話
しかけてあげ
てください。